

議 事 日 程

令和5年2月15日（水曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号 東白川村簡易水道事業の設置等に関する条例について
- 日程第4 議案第2号 東白川村小規模集合排水処理事業の設置等に関する条例について
- 日程第5 議案第3号 東白川村簡易水道事業の設置等に関する条例及び東白川村小規模集合排水処理事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第6 議案第4号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第8号）

出席議員（7名）

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	副村長	桂川憲生
教育長	神戸誠	総務課長	今井明德
村民課長	安江修治	産業振興課長	伊藤秀人
地域振興課長	村雲修	建設環境課長	安江透雄
教育課長	有田尚樹	保健福祉課長	河田孝
診療所事務局長	安江輝彦	会計管理者	今井英樹

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局
書記 居石浩之

◎開会及び開議の宣告

○議長（桂川一喜君）

ただいまから令和5年第1回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（桂川一喜君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3番 安江健二君、4番 今井美和君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（桂川一喜君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎議案第1号から議案第3号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（桂川一喜君）

日程第3、議案第1号 東白川村簡易水道事業の設置等に関する条例についてから日程第5、議案第3号 東白川村簡易水道事業の設置等に関する条例及び東白川村小規模集合排水処理事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてまでの3件を、関連につき一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設環境課長 安江透雄君。

○建設環境課長（安江透雄君）

議案第1号 東白川村簡易水道事業の設置等に関する条例について。東白川村簡易水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり提出する。令和5年2月15日提出、東白川村長。

別紙につきましては、全員協議会で説明済みでありますので、朗読は省略させていただきます。

議案第2号 東白川村小規模集合排水処理事業の設置等に関する条例について。東白川村小規模集合排水処理事業の設置等に関する条例を別紙のとおり提出する。令和5年2月15日提出、東白川村長。

別紙につきましては、同様に、朗読を省略させていただきます。

議案第3号 東白川村簡易水道事業の設置等に関する条例及び東白川村小規模集合排水処理事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。東白川村簡易水道事業の設置等に関する条例及び東白川村小規模集合排水処理事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。令和5年2月15日提出、東白川村長。

こちらも別紙及び新旧対照表の朗読と説明は省略させていただきます。以上です。

○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号 東白川村簡易水道事業の設置等に関する条例についてから議案第3号 東白川村簡易水道事業の設置等に関する条例及び東白川村小規模集合排水処理事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてまでの3件を一括採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第1号 東白川村簡易水道事業の設置等に関する条例についてから議案第3号 東白川村簡易水道事業の設置等に関する条例及び東白川村小規模集合排水処理事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてまでの3件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（桂川一喜君）

日程第6、議案第4号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第4号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第8号）。令和4年度東白川村一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,664万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,162万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正) 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。令和5年2月15日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正の説明を省略させていただき、4ページを御覧いただきたいと思ひます。

第2表 地方債、地方債補正。

(変更) 起債の目的は、公共事業等でございます。変更前の限度額3,750万円を変更後の限度額4,660万円に910万円引き上げるものでございます。

6ページからの事項別明細書は省略をさせていただき、8ページからを御覧いただきたいと思ひます。

2. 歳入。

10款1項1目地方交付税、補正額は2,139万9,000円の追加でございます。普通交付税を追加して収支のバランスを取るものでございます。

13款2項3目民生費国庫補助金、補正額は66万6,000円の追加でございます。出産・子育て応援交付金の国庫補助金でございます。事業費の3分の2でございます。

8目土木費国庫補助金、補正額は1,782万円の追加でございます。交通安全対策(通学路緊急対策)補助金の追加交付によるものでございます。

14款1項8目土木費県負担金、補正額は749万円の追加でございます。地籍調査負担金の県費の追加でございます。

2項3目民生費県補助金、補正額は16万6,000円の追加でございます。出産・子育て応援交付金の県の補助金の追加でございます。事業費の6分の1となっております。

20款1項8目土木債、補正額は910万円の追加でございます。公共事業等債で交通安全補助事業のほうに充当するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出。

2款1項6目企画費、補正額は13万円の追加でございます。官民協働のむらづくり体制構築事業のほうで、集落づくりの講師謝金で10万円、費用弁償で3万円の追加をお願いするものでございます。例年行います美しいむらづくり講演会につきまして、チベット人のバイマーヤンジンさん、女性の方ですけれども、この方を講師にお招きする費用のほうを追加するものでございます。

3款2項1目児童福祉総務費については、100万円の追加でございます。子育て支援総合推進事業で出産・子育て応援給付金のほうの追加でございます。特定財源としまして、国庫補助金66万6,000円と県補助金16万6,000円の財源充当を行います。

4款1項4目保健福祉センター費につきましては、52万4,000円の追加でございます。保健福祉センター費で、1月の全員協議会で御説明申し上げました電話の修繕料でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

7款1項2目地域づくり推進費、補正額は300万円でございます。地域産業活性化対策事業でつちのこメンバーズカードの商品券のポイント還元の費用を追加するものでございます。

8款1項2目地籍調査費、補正額は998万7,000円の追加でございます。地籍調査事業の負担金対象のほうで委託料を追加するものでございます。特定財源としまして、県負担金749万円の財源充当を行います。

2項1目道路橋梁維持費につきましては、補正額は4,200万円の追加でございます。道路橋梁維持事業で800万円の追加ということで、次のページをお願いいたします。

委託料のほうで村道の除雪等業務委託料で400万円、原材料費のほうで道路維持管理用の凍結防止剤でございますが、原材料費ということで400万円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、交通安全対策事業でございます。通学路緊急対策でございます。3,400万円の追加ということで、木屋下線の道路改良2期工事の追加工事でございます。特定財源としまして、国庫補助金で1,782万円と公共事業等債で910万円の財源充当を行います。

一般会計は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第4号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第4号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本臨時会における議決事項について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（桂川一喜君）

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第1回東白川村議会臨時会を閉会します。

午前9時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員